

## 新宿区住宅資金融資相談実施要綱

平成 25 年 3 月 12 日 24 新都住居第 1310 号都市計画部長決定  
令和 2 年 7 月 20 日 2 新都住居第 273 号住宅課長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、住宅資金融資相談（以下「相談」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、区民が住宅を建設し、購入し、及び修繕するために必要な住宅ローン等に関する情報を提供し、もって区民の健康で文化的な住生活の維持及び向上に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において「住宅ローン等」とは、住宅の建設、購入及び修繕（以下「建設等」という。）に必要な資金に係る住宅ローン又はその他の融資をいう。

### (相談者)

第 3 条 相談を受けることができる者は、新宿区の区域内に居住するための住宅の建設等を行う者とする。

### (相談内容)

第 4 条 相談の内容は、融資を受けようとする住宅ローン等に関する次に掲げる事項とする。

- 一 住宅ローン等の仕組みに関すること。
- 二 住宅ローン等の利用に関する助言に関すること。
- 三 その他住宅ローン等の利用に当たり必要な事項

### (相談日及び相談時間)

第 5 条 相談の実施日は、毎月第 1 及び第 3 金曜日（新宿区の休日を定める条例（平成元年新宿区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する区の休日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項の予約のない日については、相談を実施しない。

3 前 2 項に定めるもののほか、区長が必要と認めるときは、相談の実施日を変更し、又は相談を実施しないことができる。

4 相談の実施時間は、午後 1 時から午後 5 時までの間において区長が定めるところによる。

### (相談場所、相談件数等)

第 6 条 相談は、相談を受ける者（以下「相談者」という。）のプライバシーを確保で

きる区民相談室等を使用して行う。

- 2 1 相談日当たりの相談件数は、2 件以内とする。
- 3 1 相談日当たりの第 9 条第 1 項の新宿区住宅資金融資相談員（第 8 条において「相談員」という。）の員数は、原則として1 名とする。

#### （相談受付）

第 7 条 相談の受付は、電話又は窓口による予約制とする。

- 2 前項の予約があった場合、先着順に相談日時を決定した上で、住宅資金融資相談予約受付簿（別記様式 1、以下「受付簿」という。）に記載して受付を行う。
- 3 前項の受付に併せて、相談に必要な事項を聴取し、住宅資金融資相談カード（別記様式 2、以下「相談カード」という。）に記録する。
- 4 第 1 項の予約は、当該相談の実施日の週の火曜日まで受け付けるものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

#### （相談方法）

第 8 条 相談は、面接の方法で行う。

- 2 相談の時間は、60 分以内とする。
- 3 相談員は、相談終了後相談カードに各相談の相談内容及び回答内容を記入し、区長に提出しなければならない。
- 4 相談員は、相談時において、具体的な住宅ローン等の金融機関窓口、金融商品の紹介等営利となる活動は行わない。
- 5 相談員は、相談において知ることのできた秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### （相談員の委嘱）

第 9 条 区長は、相談に関する業務を行うため、次の各号のいずれにも該当する者の中から、新宿区住宅資金融資相談員（以下「相談員」という。）を委嘱する。

- 一 ファイナンシャル・プランニング技能士 1 級又は 2 級の資格を有すること。
- 二 相談に関する業務を遂行するために必要な住宅ローン等に係る融資の知識を有すること。
- 三 心身共に健全で、意欲を持って職務を遂行することができること。

- 2 前項の規定による委嘱の期間は、1 年以内とする。ただし、再委嘱を妨げない。

#### （相談員の解嘱等）

第 10 条 区長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を解くことができる。

- 一 自己の都合により、辞任を申し出たとき。
- 二 心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められたとき。
- 三 相談員として、ふさわしくない行動があったとき。

四 その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(相談員の知識向上)

第 11 条 区長は、適切な相談業務遂行のために、相談員に対する知識向上の機会を設けることができる。

(相談員に対する謝礼)

第 12 条 相談員に対する謝礼は、相談員 1 名につき 1 相談日当たり 5,000 円とし、相談実施後に支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、相談日の当日に相談者が相談をキャンセルし、又は無断で欠席することにより、相談が行われなかった場合には、同項の謝礼を支払うものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 9 条第 1 項の規定による相談員の委嘱その他相談員に関し必要な行為については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年年 7 月 21 日から施行する。

(様式1)

平成 年度 住宅資金融資相談予約受付簿

番号	相談日 時間	受付日 受付者	相談者 氏名	住所 電話番号	手配 相談員氏名

(様式2)

住宅資金融資相談カード

				番号	
受付日	年 月 日	相談日	年 月 日 時 分～	相談員氏名	
相談者	氏 名				
	住 所				
	電 話 番 号				
受付時に聴取した相談概要					

(以下は相談終了後に相談員が記入)

相談内容	
回答内容	